

# アドバイザー会議規程

2012年5月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）定款第49条の規定に基づき設置するアドバイザー会議（以下、「本会議」という）の任務、構成および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (役割)

第2条 本会議は、代表理事の諮問に応じ、本財団が実施する調査研究に関する基本的事項の企画立案および総合調整を図る。

## (構成)

第3条 本会議は、学識経験者等から代表理事が委嘱する者（以下「メンバー」という）をもって構成する。

2 本会議には、メンバーのほか、必要に応じて評議員会議長および副議長ならびに代表理事および業務執行理事が出席して、意見を述べることができる。

## (任期)

第4条 メンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員によるメンバーの任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

2 代表理事は、必要に応じてメンバーの委嘱を解くことができる。

## (議長および議長代行)

第5条 本会議には、議長1名および議長代行1名を置き、代表理事がメンバーの中から指名する。

2 議長は、本会議を代表して会務を総理する。

3 議長代行は、議長を補佐し議長に事故あるときはその職務を代行する。

4 代表理事は、必要に応じて議長および議長代行の指名を解くことができる。

## (会議)

第6条 本会議は原則として年1回開催し議長が招集する。ただし、議長が必要と認めた場合には、随時開催することができる。

## (専門分科会)

第7条 本会議は、専門の事項を調査研究するための専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、学識経験者等から代表理事が委嘱する委員をもって構成する。

3 代表理事は、必要に応じて専門分科会委員の委嘱を解くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、本財団内に置く。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (2012年5月1日)

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行のアドバイザー会議規程(2009年6月1日施行)は廃止する。